

【土壌汚染対策法の特定有害物質と基準値】

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/Kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下		0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.3以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下
第二種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下	1以下
	水銀及びその化合物 (アルキル水銀)	0.0005以下 検出されないこと	15 —	0.005以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	24以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下
第三種特定有害物質 (農薬等：農薬+PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.03以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	0.003以下
	有機リン化合物	検出されないこと	—	1以下

※シアンの含有量は、遊離シアンとしての値を評価する。

※地下水基準は、土壌溶出量基準と同じ値。